

## 松戸市商業振興条例

### (目的)

第1条 この条例は、商業の発展が地域経済の活性化に果たす役割の重要性にかんがみ、商業の振興に関する基本的事項を定めることにより、商業の基盤の強化及び健全な発展を促し、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内で商業活動を行う者をいう。
- (2) 商店街 市内において、小売業、サービス業等を営む店舗が集積している地域をいう。
- (3) 商店会 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する商店街振興組合若しくは中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合又はこれらに準じた法人格を有しない事業者の団体をいう。
- (4) 経済団体 松戸商工会議所、松戸市商店会連合会その他の商業の振興に関する活動を行う団体をいう。
- (5) 大規模小売店舗 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する建物であって、同条第1項に規定する店舗面積が1,000平方メートル以上のものをいう。

### (基本理念)

第3条 商業の振興は、事業者自らの創意工夫と自助努力により実現されることを基本とし、事業者、商店会、経済団体及び市が協働し、市民の理解と協力のもと推進されなければならない。

### (市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念に基づき、事業者、商店会及び経済団体の積極的な事業活動への取組みを促進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 商業活性化のための施策
- (2) 事業者の経営基盤並びに商店会及び経済団体の組織基盤の強化を図るための施策
- (3) 人材の育成に関する施策

2 市は、商業の振興に関する施策を実施するため、国、千葉県その他地方公共団体及び経済団体との連携を図るものとする。

(経済団体の責務)

第5条 経済団体は、自らの組織の強化に努め、事業者の事業活動に対する支援を行うとともに、市と協働し、積極的に商業の振興のための施策を実施するものとする。

- 2 経済団体は、商業の振興に関する施策を実施するため、事業者の積極的な参加を求めるものとする。

(商店会の責務)

第6条 商店会は、消費者の利便性の向上を図るとともに、地域コミュニティの核としてにぎわいと交流の場を創出し、魅力ある商店街の形成に努めるものとする。

- 2 商店会は、市及び経済団体が行う商業の振興に関する施策に積極的に協力するとともに、自らの活動の基盤を強化するため、会員の加入促進、商店会相互の連携等により組織の充実に努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、周辺的生活環境との調和及び市民生活の安全の確保に十分配慮するとともに、自らの創意工夫により事業の発展、経営基盤の安定及び強化並びに経営革新に努めるものとする。

- 2 事業者は、市及び経済団体が行う商業の振興に関する施策に積極的に参加し協力するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、商店街が地域のにぎわいと交流の場であることを理解し、その中心的な役割を果たす商店会に加入し、相互に協力するよう努めるものとする。
- 4 事業者は、商店会が商店街の活性化に関する事業を実施するときは、応分の負担により当該事業に協力するよう努めるものとする。
- 5 大規模小売店舗の設置者及び大規模小売店舗内の事業者は、商店街との共存共栄を図ることにより、消費者にとっての魅力及び利便性を向上させ、購買意欲を高めるとともに、地域の活性化に努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第8条 市民は、商業の振興が自らの生活の向上及び地域の活性化に寄与することを理解し、市民生活と商業が調和する地域社会の実現に向け協力するよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。